米原市議会議員政治倫理条例　　【逐条解説付き】

（目的）

第１条　この条例は、米原市議会基本条例（平成 25 年米原市条例第 20 号）第７条第２項の規定に基づき、米原市議会議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理基準その他必要な事項を定めることにより、議員が市民の厳粛な信託に応え、清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第１条では、この条例の目的を規定しています。

米原市議会基本条例第７条第１項において、「議員は、市民全体の代表者として政治倫理を常に自覚するとともに、法および条例を規範とし、これを遵守しなければならない。」とあります。

また、同条第２項において、「議員の政治倫理は、別に条例で定める。」と規定されていることを踏まえて、議員活動に当たって、議員が遵守すべき政治倫理の基本的事項を定めるとともに、市民の信託にこたえ、民主的な市政の発展に寄与することを、この条例の目的としています。

（議員の責務）

第２条　議員は、市民全体の代表として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。

２　議員は、高い倫理観および品位の保持に努め、自らの行動を厳しく律しなければならない。

３　議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

４　議員は、政治倫理に関し、政治的または道義的な批判を受けたときは、自ら率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

第２条では、議員の責務を規定しています。

内容については、政治倫理基準の遵守、高い倫理観と品位の保持、不当要求に対する毅然とした態度、政治倫理批判に対する説明責任等を議員の責務としています。

（政治倫理基準）

第３条　議員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）等の規定および次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

（1）　議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。

（2）　その権限または地位を利用して、自己または特定の者の利益を図らないこと。

（3）　職務の公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。

（4）　政治的または道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附（議員の後援団体に対するものを含む。）を受けないこと。

（5）　市もしくは関係団体（法第 244 条の２第３項に規定する市の指定管理者および市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。次号において同じ。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約または特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になる働きかけをしないこと。

（6）　前号に規定するもののほか、その権限または地位による影響力を及ぼすことにより、市の職員または関係団体の役員もしくは職員の公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしないこと。

（7）　市の職員（臨時的任用職員を含む。）の採用、昇任または人事異動に関与しないこと。

第３条では、議員が遵守しなければならない政治倫理の基準を規定しています。

内容については、上位法の遵守とともに、次のような行為を行わないこととしています。

「議会の信頼失墜行為、権限や地位利用による利益供与、金品の授受、政治活動に関する寄附を受けること、特定の者に対する有利になる働きかけ、公正な職務執行を妨げる不当な行為、職員の人事への関与」

（請負等に関する制限）

第４条　議員は、法第 92 条の２の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。

第４条では、法第 92 条の２に規定する「議員の兼業禁止」について、その趣旨を尊重することとしています。

≪参考（地方自治法抜粋）≫

（議員の兼業禁止）

第 92 条の２　普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることができない。

（審査の請求）

第５条　市民および議員は、議員が前２条の規定に反する疑いがあると認めるときは、市民にあっては選挙権（法第 18 条に規定する選挙権をいう。以下同じ。）を有する者の 100 人以上の連署をもって、議員にあっては議員３人以上かつ２会派以上の議員の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、これを証する資料を添えて、理由を明らかにした文書をもって行わなければならない。

２　前項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して、１年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

第５条では、審査請求について規定しています。

請求については、市民からと議員からの請求があり、市民については、100 人以上の連署に設定し、議員については、法第 135 条第２項の規定を準用し、1/8 以上を適用し３人以上の連署としています。さらに、複数の会派による検証が必要と考え、２会派以上の議員の連署を必要としています。

なお、審査請求は、特別な事情がある場合を除き、その行為があった日から起算して、１年以内に行わなければならないものとしています。

≪参考（地方自治法抜粋）≫

（懲罰の種類及び除名の手続）

第 135 条　略

２　懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

３　略

（審査会の設置）

第６条　議長は、前条の規定による審査の請求があったときは、速やかに議会運営委員会に諮り、議会に米原市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案についての審査を付託するものとする。

２　議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査の請求を行った者（以下「審査請求者」という。）の代表者および審査の請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

第６条では、米原市議会基本条例第 20 条第１項の規定に基づき、付属機関として審査会を設置について規定しています。

≪参考（議会基本条例抜粋）≫

（付属機関の設置）

第 20 条　議会は、議会内部における検討課題の諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、付属機関を設置することができる。

２　前項に定める付属機関を設置するときは、広く市民を交えたものとする。

（委員の構成等）

第７条　審査会は、委員８人をもって組織し、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。

（１）　議員　３人

（２）　学識経験者　２人

（３）　選挙権を有する者　３人

２　委員の任期は、当該審査が終了するまでの間とする。

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

４　委員は、公平かつ普遍の立場で、その職務を遂行しなければならない。

第７条では、審査会の委員構成等について規定しています。

米原市議会基本条例第 20 条第２項の規定に基づき、付属機関を設置するときは、広く市民を交えたものとするため、委員には議員のほか学識経験者と選挙権を有する者を委嘱するものです。人数については、議員は該当議員が所属する会派以外からの選出を想定し、選挙権を有する者は議員の人数と同数にしています。

また、守秘義務についても規定しています。

（審査会の委員長および副委員長）

第８条　審査会に委員長および副委員長１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の議事等）

第９条　審査会は、委員長が招集し、委員長は審査会の会議の議長となる。

２　審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　審査会は、公開とする。ただし、出席委員の３分の２以上の者の合意により非公開とすることができる。

４　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　審査会は、審査対象議員について、第３条または第４条に反し、政治的または道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職（議長、副議長、監査委員または常任委員会、議会運営委員会もしくは特別委員会の委員長もしくは副委員長の職をいう。）辞任の勧告、文書による警告または議会への出席停止を審査結果に明記しようとするときは、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とするものとする。

６　前各項に掲げるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

第８条および第９条は、審査会の運営等について規定しています。

第９条第３項の秘密会にする規定は、公開が原則であることから、法第 115 条第１項の規定を準用し、出席委員の３分の２以上の合意を必要としています。

第９条第５項においても、重要な決定事項となることから、特別多数議決としています。

また、第９条第５項に掲げる以外の措置につきましては、以下の措置が考えられ、これらについては、過半数で決することとなります。

【全員協議会での陳謝、正副議長への陳謝、議長による口頭注意、その他の措置】

なお、第９条第１項の規定にかかわらず、最初の審査会の招集については、付則第２項において議長が招集することとしています。

≪参考（地方自治法抜粋）≫

（議事の公開の原則及び秘密会）

第 115 条　普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開とする。但し、議長又は議員３人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

２　前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

（意見の聴取等）

第 10 条　審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求者の代表者または審査対象議員に対し、その出席を求め、意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることがで

きる。

２　審査請求者の代表者および審査対象議員は、審査会から出席の要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、誠実に応える義務を負う。

３　審査対象議員は、審査会において弁明することができる。

（議長への報告）

第 11 条　審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査の結果を議長に報告するものとする。

２　前項の規定による報告は、審査会が付託を受けた日から 60 日以内に行うよう努めなければならない。

３　審査会の委員長は、審査の結果、審査対象議員が第３条または第４条に反する事実がなかったと認められる場合で、当該審査対象議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる旨を議長に報告するものとする。

（審査結果の通知）

第 12 条　議長は、前条第１項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査請求者の代表者および審査対象議員に対して審査の結果を通知しなければならない。

（審査結果等の公表）

第 13 条　議長は、第 11 条第１項の規定により報告を受けた審査会からの審査の結果を公表しなければならない。ただし、審査会が第９条第３項ただし書の規定により審査会を非公開とした場合（審査会の一部を非公開としたときは、当該非公開とした部分に限る。）は、この限りでない。

第 10 条から第 13 条までは、審査に関する手続きを規定しています。

第 11 条第３項の名誉回復の所要の措置とは、米原市議会公式ウェブサイト、議会だよりまいばらなどで公表することが考えられます。

（措置）

第 14 条　議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講ずるものとする。

２　議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

（委任）

第 15 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 15 条に規定する施行規則は、別に定めます。主には、手続上の文書の様式等を定めます。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（審査会の招集）

2　第７条第１項に規定する委嘱後初めて開かれる審査会は、第９条第１項の規定にかかわらず、議長が招集する。